

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	福岡財務支局長	
【提出日】	2026年4月30日	
【会社名】	売れるネット広告社グループ株式会社	
【英訳名】	Ureru Net Advertising Group Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 植木原 宗平	
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号	
【電話番号】	092-834-5520	
【事務連絡者氏名】	執行役員 後藤 祐弥	
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号	
【電話番号】	092-834-5520	
【事務連絡者氏名】	執行役員 後藤 祐弥	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	208,822,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	397,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行される株式を「本株式」といいます。)は、2026年4月30日付の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 当社普通株式の単元株式数は100株であります。本第三者割当により発行する株式数は申込株数単位の整数倍であり、申込株数単位との関係で特段の支障はありません。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	397,000株	208,822,000	104,411,000
一般募集			
計(総発行株式)	397,000株	208,822,000	104,411,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は104,411,000円であります。
3. 当社普通株式の単元株式数は100株であります。本第三者割当により発行する株式数は申込株数単位の整数倍であり、申込株数単位との関係で特段の支障はありません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
526	104,411,000	100株	2026年5月18日		2026年5月18日

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と本第三者割当増資の割当予定先(以下、「割当予定先」といいます。)との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
売れるネット広告社グループ株式会社	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 福岡支店	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目12 - 7

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
208,822,000円	3,220,000円	205,602,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用200万円、株式の発行登記費用77万円、有価証券届出書作成費用45万円の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
子会社の運転資金	205,602,000円	2026年5月 ~2027年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。  
2. 上記の使途や支出予定時期を変更した場合は、その旨を適切に開示いたします。

本第三者割当増資により調達する資金は、主として子会社の運転資金等の成長投資に充当する予定であり、これにより当社グループの事業領域の拡大、収益基盤の強化及び競争力の向上を図るものであります。

当社は、2025年12月16日付で株式会社アドウェイズとの間で、同子会社2社（愛徳威広告(上海)有限公司およびADWAYS ASIA HOLDINGS LIMITED）の取得に関する基本合意を締結し、2026年4月30日付で、株式譲渡契約を締結しております。

本取引の概要は以下のとおりであります。

## (1) 取得対象会社

愛徳威広告（上海）有限公司及びADWAYS ASIA HOLDINGS LIMITED

## (2) 事業内容

デジタル広告事業及び越境EC領域におけるマーケティング支援事業

## (3) 取引の目的

当社グループの海外展開の強化及び広告・マーケティング領域における事業拡大を図るため

## (4) 期待されるシナジー

広告配信基盤の拡充、顧客基盤の相互活用及びクロスセルの推進等

詳細（取得価格、スキーム等）は、2026年4月30日に公表した適時開示資料「年間取扱高「33億円」の中国デジタルマーケティング会社「ADWAYS CHINA」及び「ADWAYS ASIA」株式譲渡契約締結（子会社化）に関するお知らせ」に記載しております。。当該子会社2社を中心に、デジタル広告事業及び越境EC領域におけるマーケティング支援事業の拡大を検討しております。

(注) 2026年4月30日に公表した適時開示資料「年間取扱高「33億円」の中国デジタルマーケティング会社「ADWAYS CHINA」及び「ADWAYS ASIA」株式譲渡契約締結（子会社化）に関するお知らせ」では、「愛徳威広告（上海）有限公司」を「ADWAYS CHINA」、「ADWAYS ASIA HOLDINGS LIMITED」を「ADWAYS ASIA」と表記しております。

本第三者割当増資により調達する資金は、主として当該子会社2社に対する成長資金として充当する予定であり、具体的には広告配信の拡大に伴う先行投資取扱高拡大に応じた運転資金、人材採用費用、一定の資金余力の確

保等を想定しております。

本資金は、営業キャッシュ・フローの補填に加え、広告配信拡大に伴う先行投資の積み増し及び取扱高拡大に伴う運転資金需要の増加に対応するためのものであり、一定の資金余力も考慮した水準として設定しております。

本資金は、収益計画及びキャッシュ・フロー予測に基づく資金需要を踏まえ、以下のとおり設定したものであります。

#### 広告配信拡大に伴う先行投資の積み増し

広告配信に係る媒体仕入等については、取扱高の拡大に先行して資金支出が発生するビジネスモデルであることから、収益計画上の営業キャッシュ・フローには十分に反映されない[y-aoyama16.1][祐後16.2]初期投資が必要となります。当該先行投資は、主に事業拡大初期である2026年5月から2026年12月にかけて実施する予定であり、約80百万円を見込んでおります。

#### 取扱高拡大に応じた運転資金の確保

当該子会社2社の収益計画においては、広告配信拡大に伴う売上債権の増加等により、営業キャッシュ・フローが一時的にマイナスとなることを見込んでおり、その最大値は約117百万円となっております。当該金額は、取扱高拡大に伴い必要となる運転資金であり、主に2026年5月から2027年5月にかけて発生することを見込んでおります。

#### 人材採用費用

上記及びにおいて、拡大する場合、当該事業に精通した人材確保が重要であると考えております。そのため、当該資金については、2026年5月から2026年12月にかけて約4百万円を見込んでおります。

#### 一定の資金余力の確保

広告事業においては、取扱高の変動や回収サイトの変動等により資金需要が変動する特性があることから、安定的な事業運営及び機動的な投資実行を可能とするため、一定の資金余力を確保する必要があります。当該資金については、約4百万円を見込んでおり、運転資金とは区別して管理する予定であります。

これらの資金需要を合計した結果、本第三者割当増資による調達資金額は合理的な水準であると判断しております。

なお、これらの資金需要は、先行投資及び運転資金として短期的な資金変動を伴うものであることから、返済義務のない資本性資金として確保することが適切であると判断し、第三者割当増資により調達することといたしました。

なお、「出資等」とは、当該子会社に対する増資引受のほか、必要に応じた貸付等を含むものであります。

当該子会社2社はいずれも黒字であるものの、広告事業においては、媒体仕入や広告配信に係る先行投資が必要となるビジネスモデルであり、事業拡大に伴い運転資金需要が増加する特性があります。

また、当該子会社2社は現時点では黒字であり、今後においても収益計画上は黒字を維持する見込みであります。一方で、成長に向けた広告配信に係る先行投資（媒体仕入等）やマーケティング投資等の実施により、営業キャッシュ・フローについては一時的にマイナスとなる可能性があります。これらの投資は中長期的な収益拡大に寄与するものと見込んでおります。

当社は、当該子会社の成長スピードを加速させるため、広告投資の拡大、人材投資及び海外展開に係る先行投資を実施する方針であり、そのための資金として本件調達資金を充当する予定です。当社は、上記の広告配信に係る先行投資及びマーケティング投資を通じて顧客基盤の拡充を図る方針であり、当該施策により新規顧客の獲得及び既存顧客の取引拡大を見込んでおります。当該子会社のうち愛徳威広告（上海）有限公司は中国における広告事業を展開しており、本投資は当社グループにとって海外展開の強化に資するものであります。

なお、本書における「広告投資」とは、広告配信に係る媒体仕入等の先行投資を指すものであり、一般的なマーケティング費用とは区別しております。

これにより、短期的な利益水準の維持にとどまらず、中長期的な収益拡大を実現することを目的としております。

当該投資は、上記のとおり、既存事業とのシナジー創出や新たな収益機会の獲得を目的としており、中長期的には売上高及び利益の増加に寄与することが期待されます。また、資本性資金の充実により財務基盤の安定性が向上することから、将来的な資金調達余力の確保にも繋がるものと考えております。

以上より、本資金使途は当社の企業価値向上に資する合理的なものであり、株式の希薄化を考慮しても、既存株

主の利益に資するものであると判断しております。

なお、前回の資金調達（令和6年11月8日有価証券届出書提出）により調達した資金については、開示時に予定していた使途に沿って、2025年7月期にM&A・資本業務提携等の費用として410百万円を全て充当済であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社アドウェイズ
本店の所在地	東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第26期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月24日に関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	当社は、当該会社の株式を取得し子会社化するため、当該会社の株主との間で株式譲渡契約を締結しております。なお、これ以外に当社と当該会社との間に記載すべき取引関係はありません。

当社は、持続的な成長及び企業価値の向上を図るため、M&A及び関連事業への出資を通じた事業拡大を重要な成長戦略の一つとして位置付けております。

現在、当社を取り巻く市場環境は変化が激しく、2026年1月末時点で、現預金457百万円、2026年7月期第2四半期純損失 91百万円となっており、競争優位性の確立及び収益基盤の強化のためには、機動的かつ迅速な投資実行が不可欠であると認識しております。このような状況の下、当社は、将来的な成長機会を確実に捉えるため、子会社の運転資金を確保することを目的として、本第三者割当増資を実施することといたしました。

資金調達手段については、金融機関からの借入、公募増資、第三者割当増資（新株式の発行）について比較検討を行いました。

まず、金融機関からの借入については、比較的迅速に資金調達が可能である一方で、元本の返済義務及び利息負担が発生するため、当社の現状の収益状況（2026年7月期第2四半期において純損失を計上）を踏まえると、財務負担の増加及び財務健全性の低下につながる可能性があるかと判断いたしました。

次に、公募増資については、不特定多数の投資家から広く資金調達が可能であるというメリットがある一方で、一般的に発行価格に一定のディスカウントが必要となることに加え、引受審査やロードショー等の手続きを要するため、資金調達までに一定の期間を要する傾向があり、機動的な投資実行という観点では課題があると認識しております。

これに対し、第三者割当増資については、特定の割当予定先との間で条件を柔軟に協議することが可能であり、比較的短期間で資金調達が可能であるとともに、割当予定先との資本関係の構築を通じて、事業上のシナジー創出が期待できるという特徴があります。

当社は、割当予定先である株式会社アドウェイズとの間で、広告・マーケティング領域における連携強化、顧客基盤の相互活用及びグローバル展開の加速等のシナジーが見込まれると判断しており、単なる資金調達にとどまらず、中長期的な企業価値向上に資する点を重視いたしました。

以上の検討結果を踏まえ、財務負担の抑制、資金調達の機動性及び戦略的パートナーシップの構築という観点から、第三者割当増資が最も適切な資金調達手段であると判断いたしました。

なお、新株式の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりであります。

(メリット)

- ・返済義務がなく、自己資本の充実により財務基盤の安定性を向上させることができる点
- ・割当予定先との資本関係の構築により、事業シナジーの創出が期待できる点
- ・比較的短期間で資金調達が可能であり、機動的な投資実行が可能となる点

（デメリット）

- ・新株式の発行により既存株主の持株比率が希薄化する点
- ・株式価値の希薄化により、短期的には株価に影響を及ぼす可能性がある点

当社は、上記デメリットを踏まえても、本第三者割当増資により得られる資金を成長投資に充当するとともに、割当予定先とのシナジー創出を通じて収益拡大を図ることで、中長期的には企業価値の向上を実現し、既存株主の利益に資するものと判断しております。

また、本第三者割当増資は単なる資金調達にとどまらず、割当予定先であるアドウェイズ社との資本関係の構築を通じて、広告・マーケティング領域における連携強化、顧客基盤・媒体ネットワークの相互活用、並びにグローバル市場における事業拡大の加速等、中長期的な事業シナジーの創出を目指すものであります。

本第三者割当増資により株式の希薄化が生じるものの、当該資金を成長投資に充当するとともに、上記シナジーの実現を通じて、将来的な収益拡大及び企業価値向上を図り、既存株主の利益に資するものと判断しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、2025年12月16日付でアドウェイズ社との間で同社子会社2社の取得に関する基本合意を締結しております。その後、当該子会社2社を含めた事業戦略を検討する中で、成長資金の確保が必要であると判断し、当該事業に精通し、かつ当社とのシナジー創出が見込まれるアドウェイズ社に対し資本参加を打診いたしました。本第三者割当増資の実施にあたり、当社の事業内容及び成長戦略に対する理解が深く、中長期的な観点から当社の企業価値向上に資することが期待できるアドウェイズ社から賛同を得られたことから割当予定先として選定いたしました。

アドウェイズ社は、デジタル広告、アプリマーケティング、インフルエンサーマーケティング等の分野において豊富な実績と国内外における広範なネットワークを有しており、当社グループのD2C・EC領域を中心としたマーケティング支援事業との親和性が高いと考えております。

本資本関係の構築により、両社の顧客基盤及びマーケティングノウハウの相互活用、クロスセルの推進、並びに中国・アジアを含むグローバル展開の加速等、具体的な事業シナジーの創出が期待されます。

また、割当予定先は財務基盤が安定しており、本株式の払込みに必要な資金を十分に確保していることを確認していることから、当社は同社を割当予定先として選定することが適切であると判断いたしました。

本資本関係の構築により、両社の顧客基盤及びマーケティングノウハウの相互活用、クロスセルの推進、並びに中国・アジアを含むグローバル展開の加速等、具体的な事業シナジーの創出が期待されます。

また、割当予定先は財務基盤が安定しており、本株式の払込みに必要な資金を十分に確保していることを確認していることから、当社は同社を割当予定先として選定することが適切であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資に関連して、現時点において資本業務提携契約の締結、割当予定先からの役員派遣及び当社から割当予定先への業務委託の予定はございませんが、本資本関係の構築を契機として、広告・マーケティング領域における協業、顧客基盤の相互活用及び海外展開の推進等について協議を継続していく方針であります。

(注) 1. D2CとはDirect to Consumerの略であり、企業が自社商品を消費者に直接販売するビジネスモデルです。

2. ECとはElectronic Commerceの略であり、「電子商取引」を指し、ネットショッピングやオンラインサービスなど、インターネット上で商品やサービスを売買する取引全般のことです。

3. クロスセルとは、購入を検討している顧客に対して、関連する他の商品やサービスも併せて提案し、購入を促す販売手法です。

### (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 397,000株

割当株式数は、本第三者割当増資により調達を予定する資金総額を取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値に対して5%のディスカウントを行った価格（当該終値の95%）を基準として算定した発行価格により除して算出する予定であります。

なお、当該終値の水準に応じて発行価格が変動することから、割当株式数についても変動する可能性があります。

(注) 当社普通株式の単元株式数は100株であります。本第三者割当により発行する株式数は申込株数単位の整数倍であり、申込株数単位との関係で特段の支障はありません。

### (4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式については、2026年4月3日、当社代表取締役社長CEO植木原宗平が、割当予定先の取締役会長岡村陽久氏との協議の場において、中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で確認しております。

なお、売れるネット広告社グループは、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される売れるネット広告社グループ普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を売れるネット広告社グループに対し書面により報告すること、売れるネット広告社グループが当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

### (5) 払込に要する資金等の状況

当社は、2026年4月3日、当社執行役員後藤祐弥が、割当予定先の担当者田中庸一氏より、本株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、売れるネット広告社グループはアドウェイズが2026年3月24日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書(2025年12月期)の2025年12月31日における連結貸借対照表により、アドウェイズが株式の払込みに要する十分な現預金等の流動資産(現金及び預金9,924,286千円、流動資産計18,112,564千円)を保有していることを確認しております。

したがって、本第三者割当増資に係る払込みに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

### (6) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日:2026年3月26日)に記載している、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認するとともに、当社は、反社会的勢力との関係の有無について第三者機関による調査報告書を取得し、当社において独自に確認を行っております。これらにより割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。さらに、当社は、割当予定先との間で締結する投資契約書において、割当予定先から、反社会的勢力との間に利益供与関係又は委任若しくは雇用関係がなく、反社会的勢力が直接・間接を問わず割当予定先の経営及び業務に関与していない旨の表明及び保証を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定

団体等に該当しないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の払込金額は、本第三者割当増資により調達を予定する資金総額を取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値(554円)に対して5%のディスカウントを行った価格(当該終値の95%)である526円であります。

具体的には、当社株式の流動性が必ずしも高い水準にあるとはいえない中で、一定規模の株式を市場外で取得することに伴う価格影響を考慮する必要があること、また、割当予定先における投資判断においても一定のディスカウントが求められる状況であったことから、ディスカウントの設定について検討を行いました。

その結果、ディスカウント率については、過度な希薄化や既存株主への影響を回避する観点から可能な限り低位に抑える必要がある一方で、割当予定先の投資判断とのバランスを図る必要があることから、両者の均衡点として5%が妥当な水準であると判断いたしました。

そのため、最終的な条件調整の段階において、当該ディスカウント条件を反映する形で発行価格を決定したものであります。

したがって、日本証券業協会の指針を踏まえても、本第三者割当増資は特に有利な発行には該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資に関する払込金額の決定については、取締役会決議日の直前営業日の終値554円に対して5%のディスカウントを行った526円といたしました。

当該払込金額を直前1か月、3か月及び6か月の平均株価と比較した場合の状況は以下のとおりであります。

- ・直前1か月平均株価：581円(当該平均株価に対して約9.47%のディスカウント)
- ・直前3か月平均株価：595円(当該平均株価に対して約11.60%のディスカウント)
- ・直前6か月平均株価：699円(当該平均株価に対して約24.75%のディスカウント)

このように、特に6か月平均株価との比較においては相応のディスカウントとなっておりますが、これらの平均株価は一定期間の過去の株価水準を反映したものであるのに対し、直前営業日の終値は直近の市場における需給及び投資家評価をより適切に反映しているものと考えられます。

当社は、発行価格の決定にあたり、市場環境、当社株式の流動性、並びに本第三者割当増資の規模及び希薄化の影響等を総合的に勘案するとともに、直前営業日の終値が一時的な株価変動の影響を受けた水準となっていないかについて、過去の株価推移を踏まえて検証を行っております。また、直前1か月、3か月及び6か月の平均株価との比較において一定のディスカウントが認められることを踏まえ、当該価格を基準とすることが割当予定先に特に有利な条件に該当しないかについて、会社法上の有利発行該当性の観点からも慎重に検討を行っております。当該検討においては、直前営業日の終値が直近の市場における需給及び投資家評価を反映した価格であること、並びに本件ディスカウント率が日本証券業協会の指針の範囲内にあること等を踏まえ、当該払込金額は割当予定先に特に有利な条件には該当しないものと判断いたしました。

当社監査等委員会より、同様の観点から独立した立場で検証が行われており、当該払込金額は6か月平均株価との比較では相応のディスカウントとなるものの、当該平均値は過去の価格水準を反映したものであり、直近の市場価格である終値を基準とすることが合理的であることから割当予定先に特に有利なものではなく、適法である旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は397,000株であり、発行済株式総数7,705,791株に対して5.15%の希薄化をもたらす、議決権総数76,427個に対して5.19%の希薄化をもたらします。(2026年4月30日時点)

当社は、本資金調達により得られる資金を子会社の運転資金への出資等の成長投資に充当することで、中長期的な収益力の向上及び企業価値の向上を図ることが可能であると考えております。

当社は、本資金を活用し広告投資の拡大及び顧客基盤の拡充を図ることで、当該子会社2社の取扱高及び売上高の増加を見込んでおります。なお、本書における「広告投資」とは、広告配信に係る媒体仕入等の先行投資を指すものであり、一般的なマーケティング費用とは区別しております。

特に、当該子会社2社の国内外ネットワークとの連携により、新規顧客の獲得及びクロスセルの推進が可能とな

り、既存事業単体では得られない収益機会の創出が期待されます。

これらの施策により、中長期的には投資額を上回る収益貢献及び企業価値向上を実現できるものと判断しております。

また、当社株式の市場流動性、時価総額及び本第三者割当増資の規模を総合的に勘案した結果、本株式の発行が市場に与える影響は限定的であり、株式の需給に与える影響も軽微であると判断しております。

以上より、本第三者割当増資に伴う希薄化の規模は合理的であり、既存株主の利益を不当に害するものではないと判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
加藤公一レオ	福岡市早良区	2,339,200	30.37	2,339,200	28.87
株式会社レオアセットマ ネジメント	福岡市早良区百道浜2丁目 3-8	2,119,200	27.51	2,119,200	26.15
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿五丁目 1番1号			397,000	4.90
楽天証券株式会社	港区南青山2丁目6番21号	240,600	3.12	240,600	2.97
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6番1号	218,100	2.83	218,100	2.69
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 2-10号	122,400	1.58	122,400	1.51
松井証券株式会社	千代田区麹町1丁目4番地	64,800	0.84	64,800	0.80
高木 聡	広島市安佐北区	43,700	0.56	43,700	0.54
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券 株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM 中央区日本橋1丁目13-1	42,700	0.55	42,700	0.53
乾 和志	千葉県東金市	42,699	0.55	42,699	0.53
三菱UFJeスマート証券株 式会社	千代田区霞が関3丁目2番 5号霞が関ビルディング24 階	41,200	0.53	41,200	0.51
計		5,274,599		5,671,599	

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年1月31日現在の株主名簿の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の総議決権数(77,007個)に本第三者割当増資により増加する議決権数3,970個を加えた数で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期、提出日2025年10月27日)及び半期報告書(第17期中、提出日2026年3月13日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年4月30日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年4月30日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期)の提出日(2025年10月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年4月30日)までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

(2025年10月27日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2025年10月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年10月27日

##### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

加藤公一レオ、植木原宗平、板越英真、福本朋哉を取締役(監査等委員である取締役を除く)に選任するものであります。

第2号議案 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件					
加藤公一レオ	52,105	614		(注)1	可決 98.83
植木原宗平	52,105	614			可決 98.83
板越英真	52,103	616			可決 98.83
福本朋哉	52,104	615			可決 98.83
第2号議案 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する議決制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件	52,025	721		(注)2	可決 98.63

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## (2026年1月5日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2025年12月26日開催の臨時取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、職名、異動年月日及び所有株式数

## 新たに代表取締役となる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
植木原宗平 (1983年12月9日)	代表取締役社長CEO	取締役CFO	2026年1月5日	

## 代表取締役でなくなる者

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
加藤公一レオ (1975年8月8日)	取締役会長	代表取締役社長CEO	2026年1月5日	4,773,200

所有株式数は共同保有における株式数を合算しております。

## (2) 新たに代表取締役となる者についての主要略歴

氏名 (生年月日)	略歴	
うえきはらしゅうへい 植木原宗平 (1983年12月9日生)	2006年4月	大日本商事株式会社入社
	2010年4月	J R九州高速船株式会社入社
	2016年2月	アクセンチュア株式会社入社
	2017年11月	f r e e 株式会社入社
	2019年1月	当社入社
	2019年11月	当社執行役員に就任
	2022年5月	当社取締役CFOに就任(現任)
	2024年2月	株式会社売れる越境EC社 取締役に就任(現任)
	2024年2月	株式会社売れるD2C業界M&A社 (現売れるAIマーケティング社株式会社) 取締役に就任
	2024年4月	株式会社グルプス(現オルクス株式会社) 取締役に就任(現任)
	2024年4月	株式会社オルリンクス製薬 取締役に就任
	2024年8月	株式会社JCNT 代表取締役社長CEOに就任(現任)
	2024年8月	ジーアイエヌ株式会社 代表取締役社長CEOに就任(現任)
	2024年10月	売れるネット広告社株式会社 取締役CFOに就任(現任)
	2025年8月	売れるAIマーケティング社株式会社 取締役に就任(現任)
	2025年8月	株式会社SOBAプロジェクト 取締役に就任(現任)
2025年12月	ビットコイン・セイヴァー株式会社 取締役に就任(現任)	

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日	2025年10月27日 福岡財務支局長に提出
半期報告書	事業年度 (第17期中)	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日	2026年3月13日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

売れるネット広告社グループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤次男
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只隈洋一
--------------------	-------	------

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている売れるネット広告社グループ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、売れるネット広告社グループ株式会社及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、成長戦略として「20の領域」＝「URERU TARGET 20」へ事業展開を進める一環として企業買収を行っており、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん343,467千円が計上されており、総資産の18.0%を占めている。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定している。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し帳簿価額の減少額を減損損失として計上する。</p> <p>当連結会計年度において連結子会社であるオルクス株式会社「運用型広告事業」にかかるのれんについて、当初想定されるスケジュールで回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>当該見積りや市場成長率に基づく将来売上高の増加の仮定には、将来の経済状況や経営環境の変動等の不確実性が存在するため、今後の状況が大きく変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失が発生する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、のれんの評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主要な監査手続は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんの評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・会社ののれんの評価に関する判定資料を閲覧し、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローが、経営者によって承認された事業計画に基づいた見積りとなっているか検討した。</li> <li>・事業計画について、担当者に質問するとともに、関連資料を閲覧し、その合理性を検討した。</li> <li>・事業計画と実績値の乖離について、経営者に質問した。</li> <li>・将来売上高の増加について、外部機関が公表している市場成長率の情報に照らして、見積りの合理性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

売れるネット広告社グループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤次男
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只隈洋一
--------------------	-------	------

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている売れるネット広告社グループ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、売れるネット広告社グループ株式会社の2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、成長戦略として「20の領域」＝「URERU TARGET 20」へ事業展開を進める一環として企業買収を行っており、当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式483,634千円が計上されており、総資産の39.8%を占めている。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、関係会社株式については、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行うこととしている。超過収益力が維持されているかは、事業計画及び損益実績を用いて判定している。</p> <p>当事業年度においては、オルクス株式会社及び株式会社売れるD2C業界M&amp;A社について、当初想定していた超過収益力が見込めなくなり、また、財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下したことから、関係会社株式評価損を計上している。</p> <p>当該見積りや市場成長率に基づく将来売上高の増加の仮定には、将来の経済状況や経営成績の変動などの不確実性が存在するため、今後の状況が大きく変化した場合には、翌事業年度において評価損が発生する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、将来の超過収益力を加味した価額で取得した関係会社株式及び財政状態の悪化を加味した実質額による関係会社株式の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主要な監査手続は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・関係会社株式の帳簿価額を関係会社の純資産と比較検討することにより、実質価額の著しい低下の有無を確かめた。</li> <li>・事業計画が経営者によって承認されていることを検討した。</li> <li>・事業計画について担当者に質問するとともに、関連資料を閲覧し、その合理性を検討した。</li> <li>・超過収益力を加味して簿価純資産を上回る価額で取得された関係会社株式については、取得時に見込んだ超過収益力が維持されていることを検討するため、事業計画と実績値の乖離について、経営者に質問した。</li> <li>・将来売上高の増加について、外部機関が公表している市場成長率の情報に照らして、見積りの合理性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月13日

売れるネット広告社グループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている売れるネット広告社グループ株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、売れるネット広告社グループ株式会社及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。